

2022年3月30日
協同住宅ローン株式会社

女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画について

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」および「次世代育成支援対策推進法」に基づき、女性職員の活躍を推進するとともに、職員全体が仕事と生活の両立を図り、働きやすい雇用環境を整備するための行動計画を以下のとおり策定します。

1. 計画期間

2022年(令和4年)4月1日～2025年(令和7年)3月31日までの3年間

2. 目標と取組内容

(1) 女性活躍推進法

目標	女性労働者(※)の平均勤続年数を現在の7.4年より2年以上伸ばす
取組内容	①利用できる両立支援制度(2021年8月導入の子育て支援制度等)や時差勤務(2020年8月に時差勤務区分を拡充)について、労働者・管理者に再周知する。 ②年次有給休暇を取得推進する取り組みを行う。

(※)2020年度末(2021年3月31日)時点で55歳未満の女性労働者

(2) 次世代育成支援対策推進法

目標	働き方改革を促進する施策の実施
取組内容	①時差勤務の推奨(2020年8月に時差勤務区分を拡充)。 ②年次有給休暇を取得推進する取り組みを行う。

以上